

実施方針修正箇所（新旧表）

No	頁	旧	新
1	2	1 特定事業の選定に関する事項 (1) 事業内容に関する事項 カ 事業範囲 (イ) 維持管理業務 a 点検・保守・経常修繕業務 b 大規模修繕業務 c 外構等管理業務 d 環境衛生管理業務 e 清掃業務 f 駐車場管理業務 g 一般備品管理業務 <u>h 警備監視業務</u>	1 特定事業の選定に関する事項 (1) 事業内容に関する事項 カ 事業範囲 (イ) 維持管理業務 a 点検・保守・経常修繕業務 b 大規模修繕業務 c 外構等管理業務 d 環境衛生管理業務 e 清掃業務 f 駐車場管理業務 g 一般備品管理業務
2	3	1 特定事業の選定に関する事項 (1) 事業内容に関する事項 ク 事業スケジュール (ウ) 維持管理<u>及び運営支援</u> a 本館棟等の維持管理<u>及び運営支援</u> 平成 31 年 2 月～平成 51 年 3 月 b 待合棟等の維持管理 平成 33 年 2 月～平成 51 年 3 月 c 雨水貯留槽等の維持管理 平成 34 年 1 月～平成 51 年 3 月 (エ) 附帯事業 平成 31 年 2 月～平成 51 年 3 月	1 特定事業の選定に関する事項 (1) 事業内容に関する事項 ク 事業スケジュール (ウ) 維持管理 a 本館棟等の維持管理 平成 31 年 2 月～平成 51 年 3 月 b 待合棟等の維持管理 平成 33 年 2 月～平成 51 年 3 月 c 雨水貯留槽等の維持管理 平成 34 年 1 月～平成 51 年 3 月 <u>(エ) 運営支援</u> <u>a 運営支援</u> 平成 31 年 3 月～平成 51 年 3 月 <u>(オ) 附帯事業</u> 平成 31 年 2 月～平成 51 年 3 月

No	頁	旧	新																																																																					
3	5	<table><tr><th>時期</th><th>全体スケジュール</th><th>県に係る手続き</th></tr><tr><td rowspan="5">平成25年度</td><td>9月3日</td><td rowspan="2">委員会(実施方針等の意見聴取)</td></tr><tr><td>11月11日</td></tr><tr><td>11月23日</td><td rowspan="3">委員会(業務要求水準書(案)等の意見聴取)</td></tr><tr><td>11月下旬</td></tr><tr><td>11月～1月</td></tr><tr><td>12月</td><td rowspan="13">委員会(入札説明書等の意見聴取)</td></tr><tr><td>1月</td></tr><tr><td>3月下旬～4月上旬</td><td rowspan="2">委員会(業務要求水準書(案)等に対する質問受付・回答等)</td></tr><tr><td>6月</td></tr><tr><td>7月</td><td rowspan="10">委員会(入札説明書等の意見聴取)</td></tr><tr><td>8月～9月</td></tr><tr><td>8月～9月</td></tr><tr><td>10月</td></tr><tr><td>10月</td></tr><tr><td>10月～11月</td></tr><tr><td>10月～11月</td></tr><tr><td>12月</td></tr><tr><td>3月</td><td rowspan="2">委員会(提案評価の意見聴取)</td></tr><tr><td>3月</td></tr><tr><td rowspan="2">平成27年度</td><td>4月</td><td rowspan="2">債務負担行為の再設定</td></tr><tr><td>7月</td></tr></table>	時期	全体スケジュール	県に係る手続き	平成25年度	9月3日	委員会(実施方針等の意見聴取)	11月11日	11月23日	委員会(業務要求水準書(案)等の意見聴取)	11月下旬	11月～1月	12月	委員会(入札説明書等の意見聴取)	1月	3月下旬～4月上旬	委員会(業務要求水準書(案)等に対する質問受付・回答等)	6月	7月	委員会(入札説明書等の意見聴取)	8月～9月	8月～9月	10月	10月	10月～11月	10月～11月	12月	3月	委員会(提案評価の意見聴取)	3月	平成27年度	4月	債務負担行為の再設定	7月	<table><tr><th>時期</th><th>全体スケジュール</th><th>県に係る手続き</th></tr><tr><td rowspan="10">平成25年度</td><td>9月3日</td><td rowspan="2">委員会(実施方針等の意見聴取)</td></tr><tr><td>11月11日</td></tr><tr><td>11月23日</td><td rowspan="5">委員会(業務要求水準書(案)等の意見聴取)</td></tr><tr><td>11月25日～12月6日</td></tr><tr><td>11月29日</td></tr><tr><td>12月16日～20日</td></tr><tr><td>1月17日</td></tr><tr><td>2月13日</td><td rowspan="10">委員会(入札説明書等の意見聴取)</td></tr><tr><td>3月28日</td></tr><tr><td>4月11日、14日</td></tr><tr><td>4月21日～25日</td></tr><tr><td>5月7日～9日</td></tr><tr><td>5月20日</td></tr><tr><td>6月6日</td></tr><tr><td>6月27日</td></tr><tr><td>7月</td></tr><tr><td>8月</td></tr><tr><td rowspan="7">平成26年度</td><td>9月</td><td rowspan="7">委員会(入札説明書等の意見聴取)</td></tr><tr><td>10月</td></tr><tr><td>12月</td></tr><tr><td>1月中下旬</td></tr><tr><td>3月上旬</td></tr><tr><td>3月中旬</td></tr><tr><td>4月下旬(予定)</td></tr><tr><td rowspan="2">平成27年度</td><td>7月(予定)</td><td rowspan="2">委員会(提案評価の意見聴取)</td></tr></table>	時期	全体スケジュール	県に係る手続き	平成25年度	9月3日	委員会(実施方針等の意見聴取)	11月11日	11月23日	委員会(業務要求水準書(案)等の意見聴取)	11月25日～12月6日	11月29日	12月16日～20日	1月17日	2月13日	委員会(入札説明書等の意見聴取)	3月28日	4月11日、14日	4月21日～25日	5月7日～9日	5月20日	6月6日	6月27日	7月	8月	平成26年度	9月	委員会(入札説明書等の意見聴取)	10月	12月	1月中下旬	3月上旬	3月中旬	4月下旬(予定)	平成27年度	7月(予定)	委員会(提案評価の意見聴取)
時期	全体スケジュール	県に係る手続き																																																																						
平成25年度	9月3日	委員会(実施方針等の意見聴取)																																																																						
	11月11日																																																																							
	11月23日	委員会(業務要求水準書(案)等の意見聴取)																																																																						
	11月下旬																																																																							
	11月～1月																																																																							
12月	委員会(入札説明書等の意見聴取)																																																																							
1月																																																																								
3月下旬～4月上旬		委員会(業務要求水準書(案)等に対する質問受付・回答等)																																																																						
6月																																																																								
7月		委員会(入札説明書等の意見聴取)																																																																						
8月～9月																																																																								
8月～9月																																																																								
10月																																																																								
10月																																																																								
10月～11月																																																																								
10月～11月																																																																								
12月																																																																								
3月			委員会(提案評価の意見聴取)																																																																					
3月																																																																								
平成27年度	4月	債務負担行為の再設定																																																																						
	7月																																																																							
時期	全体スケジュール	県に係る手続き																																																																						
平成25年度	9月3日	委員会(実施方針等の意見聴取)																																																																						
	11月11日																																																																							
	11月23日	委員会(業務要求水準書(案)等の意見聴取)																																																																						
	11月25日～12月6日																																																																							
	11月29日																																																																							
	12月16日～20日																																																																							
	1月17日																																																																							
	2月13日	委員会(入札説明書等の意見聴取)																																																																						
	3月28日																																																																							
	4月11日、14日																																																																							
4月21日～25日																																																																								
5月7日～9日																																																																								
5月20日																																																																								
6月6日																																																																								
6月27日																																																																								
7月																																																																								
8月																																																																								
平成26年度	9月	委員会(入札説明書等の意見聴取)																																																																						
	10月																																																																							
	12月																																																																							
	1月中下旬																																																																							
	3月上旬																																																																							
	3月中旬																																																																							
	4月下旬(予定)																																																																							
平成27年度	7月(予定)	委員会(提案評価の意見聴取)																																																																						
	4		9	2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	2 民間事業者の募集及び選定に関する事項																																																																			

No	頁	旧	新
		(4) 入札に参加する者の備えるべき参加資格要件 ア 入札参加者の構成等 (ウ) 入札参加資格の確認基準日（以下「確認基準日」という。）後は、応募グループの各構成員又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情（指名停止等に該当する場合を除く。）が生じ、代表企業以外に応募グループの各構成員又は協力企業を入札書提出日までに変更又は追記しようとする者にあつては、入札日の7日前までに県と協議を行い、県の承諾を得るとともに、変更又は追加後において入札参加者に必要な資格を有することを証明できる場合に限り、代表企業以外に応募グループの各構成員又は協力企業を変更し、若しくは追加し、又は携わる予定業務を変更することができる。	(4) 入札に参加する者の備えるべき参加資格要件 ア 入札参加者の構成等 (ウ) 入札参加資格の確認基準日（以下「確認基準日」という。）後は、応募グループの各構成員又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じ、代表企業以外に応募グループの各構成員又は協力企業を入札書提出日までに変更又は追記しようとする者にあつては、入札日の7日前までに県と協議を行い、県の承諾を得るとともに、変更又は追加後において入札参加者に必要な資格を有することを証明できる場合に限り、代表企業以外に応募グループの各構成員又は協力企業を変更し、若しくは追加し、又は携わる予定業務を変更することができる。
5	10	2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 (4) 入札に参加する者の備えるべき参加資格要件 ア 入札参加者の構成等 (オ) 落札者たる応募グループの構成員（以下「落札者」という。）は、本事業を実施するために出資し、特定事業契約締結までに「会社法」（平成17年法律第86号）に規定される株式会社としてSPC（当該SPCが本事業の「事業者」となる。）を設立し、本店所在地を県内に置くものとする。SPCへの出資条件は次のとおりとする。 エ 施設整備業務の終了後一定期間を経過した後は、施設整備業務に当たった者が保有するSPCの株式の第三者への譲渡を柔軟に認めることを想定している。詳細は入札説明	2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 (4) 入札に参加する者の備えるべき参加資格要件 ア 入札参加者の構成等 (オ) 落札者たる応募グループの構成員（以下「落札者」という。）は、本事業を実施するために出資し、特定事業契約締結までに「会社法」（平成17年法律第86号）に規定される株式会社としてSPC（当該SPCが本事業の「事業者」となる。）を設立し、本店所在地を県内に置くものとする。SPCへの出資条件は次のとおりとする。 エ 施設整備業務の終了後一定期間（運営開始後2年程度）を経過した後は、<u>事前に書面により県の承諾を得た場合に限り、</u>施設整備業務に当たった者が保有するSPCの株式の第三者

No	頁	旧	新
		<u>書で示す予定である。</u>	<u>(当該株式を所有する構成員以外の者)</u> への譲渡を認める。 <u>ただし、株式譲渡後においても上記 a の条件は保持すること。</u>
6	11	2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 (4) 入札に参加する者の備えるべき参加資格要件 エ <u>応募グループの各構成員の個別の参加資格要件</u>	2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 (4) 入札に参加する者の備えるべき参加資格要件 エ <u>各業務を担当する者に係る要件</u>
7	11	2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 (4) 入札に参加する者の備えるべき参加資格要件 エ 応募グループの各構成員の個別の参加資格要件 (7) 設計業務を担当する者 b 延床面積 10,000 m ² 以上の庁舎の設計の実績を有する者であること。	2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 (4) 入札に参加する者の備えるべき参加資格要件 エ 各業務を担当する者に係る要件 (7) 設計業務を担当する者 b 延床面積 10,000 m ² 以上 <u>(主たる用途に限る)</u> の庁舎の設計の実績を有する者であること。
8	11	2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 (4) 入札に参加する者の備えるべき参加資格要件 エ 応募グループの各構成員の個別の参加資格要件 (イ) 工事監理業務を担当する者 b 延床面積 10,000 m ² 以上の庁舎の工事管理の実績を有する者であること。	2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 (4) 入札に参加する者の備えるべき参加資格要件 エ 各業務を担当する者に係る要件 (イ) 工事監理業務を担当する者 b 延床面積 10,000 m ² 以上 <u>(主たる用途に限る)</u> の庁舎の工事監理の実績を有する者であること。
9	11	2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 (4) 入札に参加する者の備えるべき参加資格要件 エ 応募グループの各構成員の個別の参加資格要件 (ウ) 建設業務を担当する者 次の a から <u>d</u> のいずれの要件も満たしていること。 c 建設業法第 26 条に規定される主任技術者又は監理技術者として、参加資格確認申請日以前に直接的かつ恒常的な 3 か月以上の雇用関係を有するものを専任で配置できる者	2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 (4) 入札に参加する者の備えるべき参加資格要件 エ 各業務を担当する者に係る要件 (ウ) 建設業務を担当する者 次の a から <u>c</u> のいずれの要件も満たしていること。 c 建設業法第 26 条に規定される主任技術者又は監理技術者として、参加資格確認申請日以前に直接的かつ恒常的な 3 か月以上の雇用関係を有するものを専任で配置できる者であるこ

No	頁	旧	新
		であること。監理技術者を配置する場合は、土木一式工事と建築一式工事に係る監理技術者資格者証を有すること。 また、監理技術者講習修了証の交付を受けていること（平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者資格者証の交付を受けた場合は不要である。）。 なお、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えない。	と。監理技術者を配置する場合は、土木一式工事と建築一式工事に係る監理技術者資格者証を有すること。また、監理技術者講習修了証の交付を受けていること（平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者資格者証の交付を受けた場合は不要である。）。 なお、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えない。<u>また、工事着手時において、上記候補者と同等の資格を要することを県が確認したうえで、候補者の変更を行うことを認める。</u>
10	12	2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 (4) 入札に参加する者の備えるべき参加資格要件 エ 応募グループの各構成員の個別の参加資格要件 (オ) 維持管理業務を担当する者 延床面積 10,000 m²以上の庁舎の維持管理の実績を有する者であること。 なお、複数者で維持管理を行う場合は、維持管理業務を担当する者の代表者が実績を有していればよいものとする。	2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 (4) 入札に参加する者の備えるべき参加資格要件 エ 各業務を担当する者に係る要件 (オ) 維持管理業務を担当する者 延床面積 10,000 m²以上<u>（主たる用途に限る）</u>の庁舎の維持管理の実績を有する者であること。 なお、複数者で維持管理を行う場合は、維持管理業務を担当する者の代表者が実績を有していればよいものとする。
11	12	2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 (4) 入札に参加する者の備えるべき参加資格要件 オ 参加資格要件確認基準日 参加資格要件等の確認基準日は、資格確認申請書提出期限日とする。	2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 (4) 入札に参加する者の備えるべき参加資格要件 オ 参加資格要件確認基準日等 <u>(7)</u> 参加資格要件等の確認基準日は、資格確認申請書提出期限日とする。

No	頁	旧	新
			<u>(イ) 上記(ア)の確認基準日の翌日から落札者決定日までに、入札に参加する者の備えるべき参加資格要件を欠く応募グループは失格とする。</u>
12	12	2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 (5) 審査方法 ア 審査に関する基本的な考え方 <u>(ア) 評価に際しては、学識経験者等及び県職員で構成する「神奈川県警察自動車運転免許試験場整備等事業に係る P F I 事業者選定評価委員会」(以下「委員会」という。)が評価する。</u> <u>(イ) 県は、専門的見地等に基づく評価意見を委員会から聴取し、提案審査等を行う。</u>	2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 (5) 審査方法 ア 審査に関する基本的な考え方 <u>県は、学識経験者等及び県職員で構成する「神奈川県警察自動車運転免許試験場整備等事業に係る P F I 事業者選定評価委員会」(以下「委員会」という。)から専門的見地等に基づく評価意見を聴取し、提案審査等を行う。</u>
13	12	2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 (5) 審査方法 ウ 事業者の選定 県は、委員会からの意見聴取の結果を参考に、落札者を決定する。県と落札者は入札説明書に基づき契約手続を行い、落札者が設立した事業者と特定事業契約を締結する。ただし、契約締結までの間に、落札者が県の指名停止措置を受けた場合は、その限りではない。	2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 (5) 審査方法 ウ 事業者の選定 県は、委員会からの意見聴取の結果を参考に、落札者を決定する。県と落札者は入札説明書に基づき契約手続を行い、落札者が設立した事業者と特定事業契約を締結する。ただし、契約締結までの間に、落札者の <u>うち代表企業</u> が県の指名停止措置を受けた場合は、その限りではない。
14	13	3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 (3) 公共施設等の管理者等による支払に関する事項 県は、特定事業契約書の条項に従い提供されるサービスの対価として、サービス購入料を事業者を支払う。 サービス購入料は、事業者が実施する施設整備業務に係る対価、	3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 (3) 公共施設等の管理者等による支払に関する事項 県は、特定事業契約書の条項に従い提供されるサービスの対価として、サービス購入料を事業者を支払う。 サービス購入料は、事業者が実施する施設整備業務に係る対価、維

No	頁	旧	新
		維持管理業務に係る対価、運営支援業務に係る対価からなる。	持管理業務に係る対価、運営支援業務に係る対価、 <u>SPC 運営に係る対価及び大規模修繕業務に係る対価</u> からなる。
15	13	3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 (3) 公共施設等の管理者等による支払に関する事項 ア 施設整備業務に係る対価 県は、本館棟の建設等に係る対価、待合棟の建設等に係る対価及び雨水貯留槽等の整備等に係る対価の3つに区分し、各施設の供用開始から事業期間中に、<u>事業者に対し、事業契約に定める額を施設整備費割賦金として支払う。</u>	3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 (3) 公共施設等の管理者等による支払に関する事項 ア 施設整備業務に係る対価 県は、本館棟の建設等に係る対価、待合棟の建設等に係る対価及び雨水貯留槽等の整備等に係る対価の3つに区分し、<u>平成 28 年度以降、対象施設毎に所有権が県に移転した後、事業者に対し、特定事業契約に定める額を施設整備業務に係る対価として支払う。</u>
16	14	3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 (3) 公共施設等の管理者等による支払に関する事項	3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 (3) 公共施設等の管理者等による支払に関する事項 <u>エ SPC 運営に係る対価</u> 県は、平成 28 年度第 1 四半期から事業期間中に、事業者に対し、<u>特定事業契約に定める額を SPC 運営経費に係る対価として支払う。</u>
17	14	※記載なし	3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 (3) 公共施設等の管理者等による支払に関する事項 <u>オ 大規模修繕業務に係る対価</u> 県は、大規模修繕が実施された年度に、都度、事業者に対し、<u>特定事業契約に定める額を大規模修繕業務に係る対価として支払う。</u>

No	頁	旧	新
18	14	4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 (1) 施設の立地条件 ※表中、「第二事業用地」の「敷地面積」項目 約 75,770 m² (がんセンターへの引渡し予定地 約 <u>4,550</u> m²を含まず)	4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 (1) 施設の立地条件 ※表中、「第二事業用地」の「敷地面積」項目 約 75,770 m² (がんセンターへの引渡し予定地 約 <u>4,630</u> m²を含まず)
19	15	4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 (2) その他 イ 神奈川県立がんセンター特定事業との関連 第二事業用地の一部敷地（以下「引渡し予定地」という。）は、 第二事業用地の整備終了までにがんセンターへ引渡す必要がある。 がんセンターは引渡し予定地を駐車場として整備する予定である<u>ことから、県は引渡し予定地の早期引き渡しが可能となる提案を期待する。</u>	4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 (2) その他 イ 神奈川県立がんセンター特定事業との関連 第二事業用地の一部敷地（以下「引渡し予定地」という。）は、第 二事業用地の整備終了までにがんセンターへ引渡す必要がある。 がんセンターは引渡し予定地を駐車場として整備する予定である。
20	16	4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 (2) その他 エ その他 (7) 第一事業用地・第二事業用地 共通 d 第一事業用地、第二事業用地ともに、開発事業に該当することから、横浜市道路局河川課の基準に基づき、雨水貯留槽を地下に設置する必要がある。設置位置については、敷地内勾配等を勘案の上、適切な位置に配置すること。	4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 (2) その他 エ その他 (7) 第一事業用地・第二事業用地 共通 d 第一事業用地、第二事業用地ともに、開発事業に該当することから、横浜市道路局河川<u>計画課</u>の基準に基づき、雨水貯留槽を地下に設置する必要がある。設置位置については、敷地内勾配等を勘案の上、適切な位置に配置すること。
21	16	4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 (2) その他 エ その他 (イ) 第一事業用地	4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 (2) その他 エ その他 (イ) 第一事業用地

No	頁	旧	新
		b 第一事業用地は、<u>がんセンター跡地に建設することから、土壤汚染対策が必要となる可能性がある。平成 25 年 10 月から平成 26 年 1 月において、がんセンターが土壤汚染調査を実施することとしており、その結果は入札公告までに公表する予定である。当該結果に基づき、本事業において必要な土壤汚染対策を事業者が実施すること。</u>	b 第一事業用地は、<u>平成 25 年 10 月から平成 26 年 1 月において、がんセンターが土壤汚染調査を実施した結果、いずれの調査対象項目においても基準以下であったことから、本事業においては土壤汚染対策を実施する必要はない。ただし、元衛生研究所跡地の一部においては、過去の調査から土壤汚染が確認され、現在は封じ込め対策を行っているところであり、本事業の施工においても、必要に応じて適切な対策を施すこと。</u>
22	16	4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 (2) その他 エ その他 (ウ) 第二事業用地 第二事業用地内に現存する日本赤十字社の二俣川献血ルームは、本事業とは別途で解体、撤去する予定である。代替施設は第一事業用地に隣接して確保する約 500 m²の用地に日本赤十字社が本事業とは別途で整備する予定である<u>ことから、本事業の設計や工事に当たっては留意すること。</u>	4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 (2) その他 エ その他 (ウ) 第二事業用地 第二事業用地内に現存する日本赤十字社の二俣川献血ルームは、本事業とは別途で解体、撤去する予定である。代替施設は第一事業用地に隣接して確保する約 500 m²の用地に日本赤十字社が本事業とは別途で整備する予定である<u>(供用開始時期は、本事業本館棟供用開始と同時期となる予定)。したがって、本事業の設計や工事に当たっては、関係機関と協議しながら進めること。</u>
23	16	4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 (3) 計画施設の規模や性能などの諸要件 ア 建設する施設 ※表中「本館棟、連絡通路（跨道橋）、連絡通路棟（第一事業用地）」項目 ・試験室、聴聞室、待合室、事務室、講習室、飲食喫茶施設、売店、倉庫、機械室、電気室、連絡通路（跨道橋）、ホール、階段室等 ・延床面積 約 <u>24,500 m²</u>	4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 (3) 計画施設の規模や性能などの諸要件 ア 建設する施設 ※表中「本館棟、連絡通路（跨道橋）、連絡通路棟（第一事業用地）」項目 ・試験室、聴聞室、待合室、事務室、講習室、飲食喫茶施設、売店、倉庫、機械室、電気室、連絡通路（跨道橋）、ホール、階段室等 ・延床面積 約 <u>23,800 m²</u>

No	頁	旧	新
		※「外構等」「駐車場」項目 ・一般利用 300 台以上 等	※「外構等」「駐車場」項目 ・一般利用 300 台程度 等
24	16	4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 (3) 計画施設の規模や性能などの諸要件 イ 解体する施設 ※表中「第一事業用地（旧がんセンター）」項目 ・がんセンター基礎、擁壁等 ・参考資料 5 「解体対象施設」参照	4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 (3) 計画施設の規模や性能などの諸要件 イ 解体する施設 ※表中「第一事業用地（旧がんセンター）」項目 ・元衛生研究所渡り廊下の一部、旧がんセンター基礎、擁壁等 ・参考資料 5 「解体対象施設」参照
25	18	8 その他特定事業の実施に関して必要な事項 <u>(3) 県内企業の参画に関する考え方</u> <u>県は、地域経済の活性化を図る観点から、本事業への県内企業の参画促進や物品・資材等の県内調達の推進に資する事業者提案を評価することを想定している。</u> <u>また、県内企業の参画予定及び実際の活用実績など県内企業の参画状況について、事業期間中における県への報告を継続的に求めることも想定している。</u>	8 その他特定事業の実施に関して必要な事項 ※削除

No	頁	旧	新																																				
26	資 料 3	予想されるリスクと責任分担表 <table><tr><th colspan="3" rowspan="2">リスクの種類</th><th rowspan="2">リスクの内容</th><th colspan="2">負担者</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>県</th><th>事業者</th></tr><tr><td>建設 段階</td><td>建設 リスク</td><td>物価 リスク</td><td>インフレ・デフレ</td><td></td><td>●</td><td></td></tr></table>	リスクの種類			リスクの内容	負担者		備考	県	事業者	建設 段階	建設 リスク	物価 リスク	インフレ・デフレ		●		予想されるリスクと責任分担表 <table><tr><th colspan="3" rowspan="2">リスクの種類</th><th rowspan="2">リスクの内容</th><th colspan="2">負担者</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>県</th><th>事業者</th></tr><tr><td rowspan="2">建設 段階</td><td rowspan="2">建設 リスク</td><td rowspan="2">物価 リスク</td><td>基準（入札説明書等 において示す。）を 超える変動</td><td>●</td><td></td><td></td></tr><tr><td>基準（入札説明書等 において示す。）を 超えない変動</td><td></td><td>●</td><td></td></tr></table>	リスクの種類			リスクの内容	負担者		備考	県	事業者	建設 段階	建設 リスク	物価 リスク	基準（入札説明書等 において示す。）を 超える変動	●			基準（入札説明書等 において示す。）を 超えない変動		●	
リスクの種類							リスクの内容	負担者		備考																													
			県	事業者																																			
建設 段階	建設 リスク	物価 リスク	インフレ・デフレ		●																																		
リスクの種類			リスクの内容	負担者		備考																																	
				県	事業者																																		
建設 段階	建設 リスク	物価 リスク	基準（入札説明書等 において示す。）を 超える変動	●																																			
			基準（入札説明書等 において示す。）を 超えない変動		●																																		
27	資 料 4	※ 全面改正のため、実施方針、資料4「県が事業者に支払うサービス購入料について」を参照すること。	※ 全面改正のため、実施方針<修正版>、資料4「県が事業者に支払うサービス購入料について」を参照すること。																																				
28	資 料 5	<u>3</u> モニタリング結果の公表	<u>4</u> モニタリング結果の公表																																				
29	資 料 5	<u>4</u> モニタリング実施方法等の見直し	<u>5</u> モニタリング実施方法等の見直し																																				

No	頁	旧	新
30	資 料 5	5 県内企業の参画推進に係る提案についてのモニタリング 本事業においては、県内企業の参画を推進する提案を適切に評価することを予定しており、その場合は当該提案の実施状況についてもモニタリングを行う予定である。詳細はモニタリング基本要領で示す。	※削除